

新型コロナウイルス感染症に対応した
避難所運営マニュアル
(素案)

名 張 市

令和2年 月

目次

はじめに	3
事前準備	3
避難所開設・受入れ・運営	6
避難所閉鎖・廃止	9
資料	10

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要です。しかし、避難所は、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声する密接場面の「3密」になりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあるといえます。このため、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるようマニュアルを策定しました。

また、このマニュアルは、令和2年6月時点での情報に基づき作成していることから、今後、新たな情報等が得られた場合には、随時見直しを行います。

事前準備

1 感染症対策を考慮した収容人員の確認

避難者と避難者が密接する状況とならないよう、十分なスペースを確保し、ソーシャルディスタンスをとった避難所レイアウトを検討する。

【標準的な目安】

- 世帯ごとの間隔は、ソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保する。
 - ・避難者一人当たりの居住面積:3.5㎡以上
 - ※ 標準世帯(3人)の居住面積:3.5㎡×3人=10.5㎡以上
 - ・テープ等による区画表示

資料1 感染症を考慮した避難所の例

- 十分なソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1mを確保できない場合、従来面積(1人当たり3.5㎡以上)を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに高さ1.4m以上の避難所用間仕切り等を設置する。

2 発熱などの体調不良者のための専用スペースの確保

- 発熱などの体調不良者のため、一般避難スペースと別に専用スペースを確保する。
 - ・専用スペース(個室など)の確保(困難な場合は、パーティションやテントの活用)
 - ・専用トイレの確保
 - ・動線の確保

※ スペースの確保、利用方法等については「施設管理者等」と、必要な協議を行う。

体調不良者への対応については、避難所開設時には「名張市災害対策本部救護班」と連携し、行う。

3 避難所数の確保等

- 保健所が健康観察している者(新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等)を分離するため、県と市が連携し、一般避難所とは別に専用避難所を確保する。
- 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所(サブ避難所※)の開設の必要性を検討する。
 - ※学校施設では教室、各地域の一時避難所など
 - ・ サブ避難所の開設が必要な場合は、地域の実情を踏まえ、可能な限り、多くのサブ避難所の選定・確保を検討する。
 - ・ サブ避難所を選定・確保する場合は、施設管理者のほか、地域づくり組織や自治会等と連携し、必要な協議(開設基準、運用体制等)を行う。
 - ・ サブ避難所として協力してもらえる民間施設等との協定を促進する。
- サブ避難所等への支援体制の構築
 - ・ 指定避難所を拠点として、サブ避難所への情報発信や必要な物資の供給等を行える体制の構築を検討する。ライフライン等の被災状況によっては、在宅避難への支援体制も検討が必要。

4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

(1) 物資及び衛生資材等の確保

事前に物資や衛生資材等の確保・備蓄に努める。

【事前に用意しておくことが望ましい物資及び衛生資材等】

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、(液体)石けん、ウェットティッシュ、ペーパータオル ゴミ袋など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

* 避難所の状況に応じ、換気、除菌・滅菌装置も確保を検討

(2) 物資等の必要数量の把握

必要な物資や衛生資材、収容可能人数に応じた必要数量等を洗い出し、必要物資等リストを作成する。

5 住民への事前周知

(1) 指定避難所以外の親戚や知人宅などへの避難、在宅避難の検討

- 避難所の分散化を図るため、安全確保が可能な場合には、自宅での待避、垂直避難の検討を呼びかける。
- 親戚や知人の家、近所の安全な施設など、指定避難所以外に安全が確保できる場所がある場合は、そこへの避難を検討することを呼びかける。
- テント泊や車中泊の検討
グラウンド、公園等におけるテント泊や車中泊について検討する。(車中泊はエコノミークラス症候群への対策にも配慮する。台風等飛来物等の危険のある場合を除く。)
- ホテルや旅館等の活用
ホテルや旅館の活用も検討し、必要ならば事前に調整しておく。

資料2 避難行動判定フロー

(2) 避難所での感染症対策の周知

避難所での新型コロナウイルス感染症対策の取組を周知し、避難所への避難が必要な住民が躊躇することがないように呼びかける。

(3) 必要な物資の持参(非常持ち出し品への感染防止対策品の追加)

備蓄には限界があることから、避難時には、マスク、体温計、携帯用消毒液、タオル、スリッパ、筆記用具など感染防止に必要となるものを非常持ち出し袋等に入れて持参するよう呼びかける。

(4) 避難についての確認

避難について、次のことを呼びかける。

- 住民一人ひとりが、あらかじめ自宅などの土砂災害、浸水等の危険性について、ハザードマップ等で確認しておくこと。
- 住民それぞれが「逃げ時」や「避難先」を再度見直しておくこと。
- 避難所が密となり、避難がためられる場合などのために、指定避難所以外の複数の避難先についても考慮すること。

(5) 避難時における体調不良者への呼びかけ

体調不良者は、必ずマスクを着用のうえ避難することや、避難所到着後は速やかに避難所運営スタッフにその旨申し出るよう呼びかける。また、避難が必要かの再確認を行い、安全な場所であればそこに留まり、体調を整えることも併せて呼びかける。

1 開設

(1) 運営スタッフ

- 避難者受入れ前に各自健康チェック、検温を行う。
- 交代要員が業務に就く前には、必ず健康チェック及び検温を行うとともに、以降毎日実施する。
- 業務終了後も毎日健康チェックを行う。
- 発熱のあるスタッフは、業務に携わらない。

(2) 避難スペース等の確保

① 入口・動線

避難所の入口が複数ある場合は、一般避難者と体調不良者が交わることがないように動線を設定する。

② 土足禁止の徹底

内履き(スリッパ、靴下など)と外履きを区別し、生活区域へは土足で入らないようにする。

③ 体調不良者の避難する部屋の確保

④ 避難スペースの配置等

事前に想定した避難スペースのレイアウトに基づき、シート等で区分する等、避難者同士のソーシャルディスタンスを確保した配置を行う。ソーシャルディスタンスを確保できない場合には、間仕切りの設置を速やかに行う。

レイアウトの例:資料 1 感染症を考慮した避難所の例

(3) 衛生資材等の設置

- 避難所の出入口、トイレ周辺等にアルコール消毒液等を備え付ける。
- 手洗い場に石けん(液体石けん)を備え付ける。
- 3密防止、手洗い・咳エチケット・マスクの着用を呼びかけるポスターを避難所入口、掲示板、洗面所、トイレ等に貼付する。

* 資料 ポスター例

(4) 人権への配慮

- 感染をおそれるあまり、感染者や感染の疑いがある人に対する誹謗・中傷がないようにポスター掲示など防止策を講じる。
- 部屋の分離等が差別的な態度に転化しないよう、避難所運営スタッフは言動や行動に注意する。

2 避難者の受入れ

(1) 避難所の受付、健康チェック

○ 避難者を受け入れる際、避難者個々の健康状態を確認する。

① 非接触型体温計で検温

・ 発熱者(37.5℃以上を目安とする)は、受付を別に行う。

② 健康チェックリストの記入

・ 体調不良者は申し出るよう、案内するポスターを貼付する。

資料3 健康チェックリスト

○ 体調不良の人は、専用の避難スペースへ案内する。その際一般の避難者と動線が重ならないようにする。

○ 発熱等がない人は、一般のスペースへ案内し氏名、連絡先(電話番号)等を用紙に記入してもらう。

○ 災害発生後に多くの避難者が来た場合において、避難者受付等の順番待ちの列ができるときは、ソーシャルディスタンスを確保して並ぶよう誘導する。

○ 風水害等の際には、雨の当たらない場所や雨合羽等の着用するなど雨に濡れないよう留意しつつ、ソーシャルディスタンスを確保するよう努める。

(2) 避難者への感染症対策に関する伝達事項

○ 共有部分で複数の人が触れる場所に触った場合等は、石けんと水での手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を必ず行うよう徹底する。

○ 飛沫感染を防止するため、咳等の症状が出ていない場合にも、マスク着用を徹底する。

3 避難所運営

(1) 基本的な感染症対策の徹底

○ 食事前、トイレの使用後など、こまめに(液体)石けんと水での手洗いの実施

○ マスク着用の徹底

○ 3密の防止

(2) 十分な換気の励行

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行う。

(3) トイレなどの共有部分の清掃・消毒の徹底

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液などでこまめに消毒・清掃を行う。

(4) 人と人の直接の接触機会を限りなく減らす。

配布物の手渡しは行わず、一定の場所に置き、各自が取りに行くなど、提供するルール等を

徹底する。

(5) ごみの回収等衛生管理

ごみを回収する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋、マスクの着用を徹底し、ゴミを直接触れることがないように注意する。ごみの処理が終わった後は、手洗い又は手指の消毒をする。

(6) 健康管理

毎日定期的に、避難者が自ら検温や健康チェックリストを活用し、健康チェックを行う。また、保健師や看護師等による定期的な巡回を実施する。

(7) 体調不良者等の分離

① 分離

検温や健康チェックにより確認された体調不良者等は、一般避難スペースから分離し、別室の専用スペースに区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り一般避難者と別に配置する。

② 保健所への相談

伊賀保健所に症状等を連絡相談し、保健所の指示に従い、医療機関を受診してもらう。

③ 運営スタッフ

体調不良者等の専用スペースを世話する避難所運営スタッフは、マスク、使い捨て手袋、ガウン(レインコート)、フェイスガードなどの防護具を着用し、体調不良者等と直接接触がないよう留意する。

4 災害時要援護者(避難行動要支援者)への感染防止対策の徹底

- 災害時要援護者の避難を手助けする支援者は、災害時要援護者及び支援者が感染しないよう、マスク、手袋の着用や車いすの消毒など感染防止のための特段の配慮が必要である。
- 一般避難所内に災害時要援護者が過ごす福祉避難スペースを設置する場合には、体調不良者等を分離する別室の専用スペース等とは、できるだけ離す。体調不良者等と動線が重ならないよう配慮する。
- 健康チェック、検温を毎日行い、災害時要援護者に異変がないか入念にチェックする。

※ 避難所開設時の対応については、全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定されることから、出来る範囲で最大限実施するものとします。

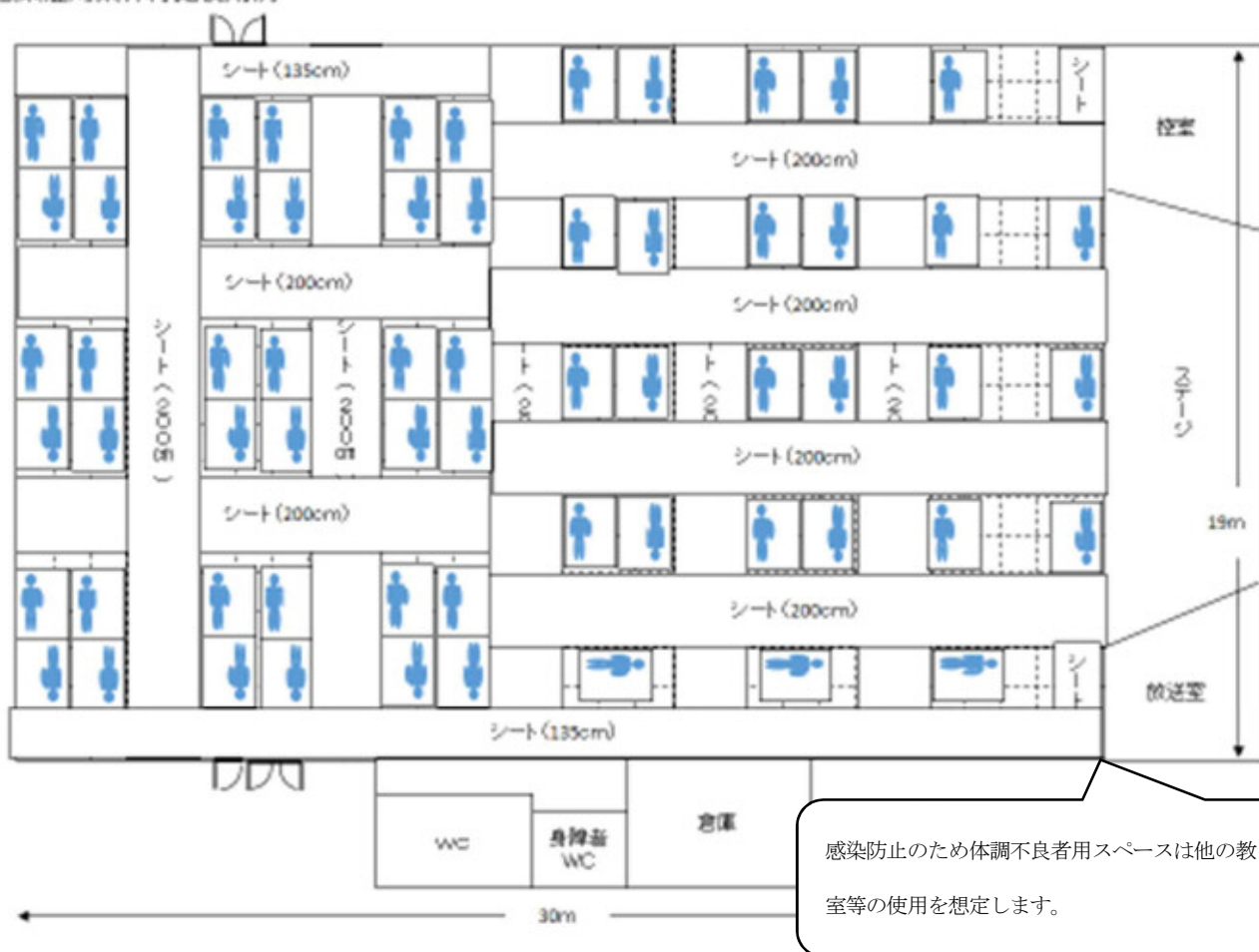
避難所閉鎖・廃止

1 避難者退去後の対応

- 避難者退去後、避難スペースを清掃し、備品やドアノブ等共用部分等を希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコールで消毒を行う。
- 清掃、消毒を行うときは十分な換気を行い、手袋、マスク着用で行う。

感染症を考慮した避難所の例

感染症対策体育館使用例



説明

- 1 つつじが丘小学校の体育館を例にした感染症対策の避難所配置例です。
- 2 1人当たりの面積は、 $2\text{m} \times 1.5\text{m}$ です。($2\text{m} \times 1.75\text{m}$ に増加予定)
- 3 受付は外に設けます。(避難所内の感染予防)
- 4 収容人員は、4人用スペース $\times 9$ 、2人用スペース $\times 8$ 、個人用スペース $\times 10$
合計62人の収容ができます。
- 5 感染症の疑いのある方は、①別途の教室を使用、②放送室・控室使用
- 6 2mの通路は体育館のシート(135cm)を重ねて2mにします。
- 7 同様の体育館：すずらん台小、桔梗が丘南小、桔梗が丘東小、梅が丘小、百合が丘小
比奈知小、美旗小

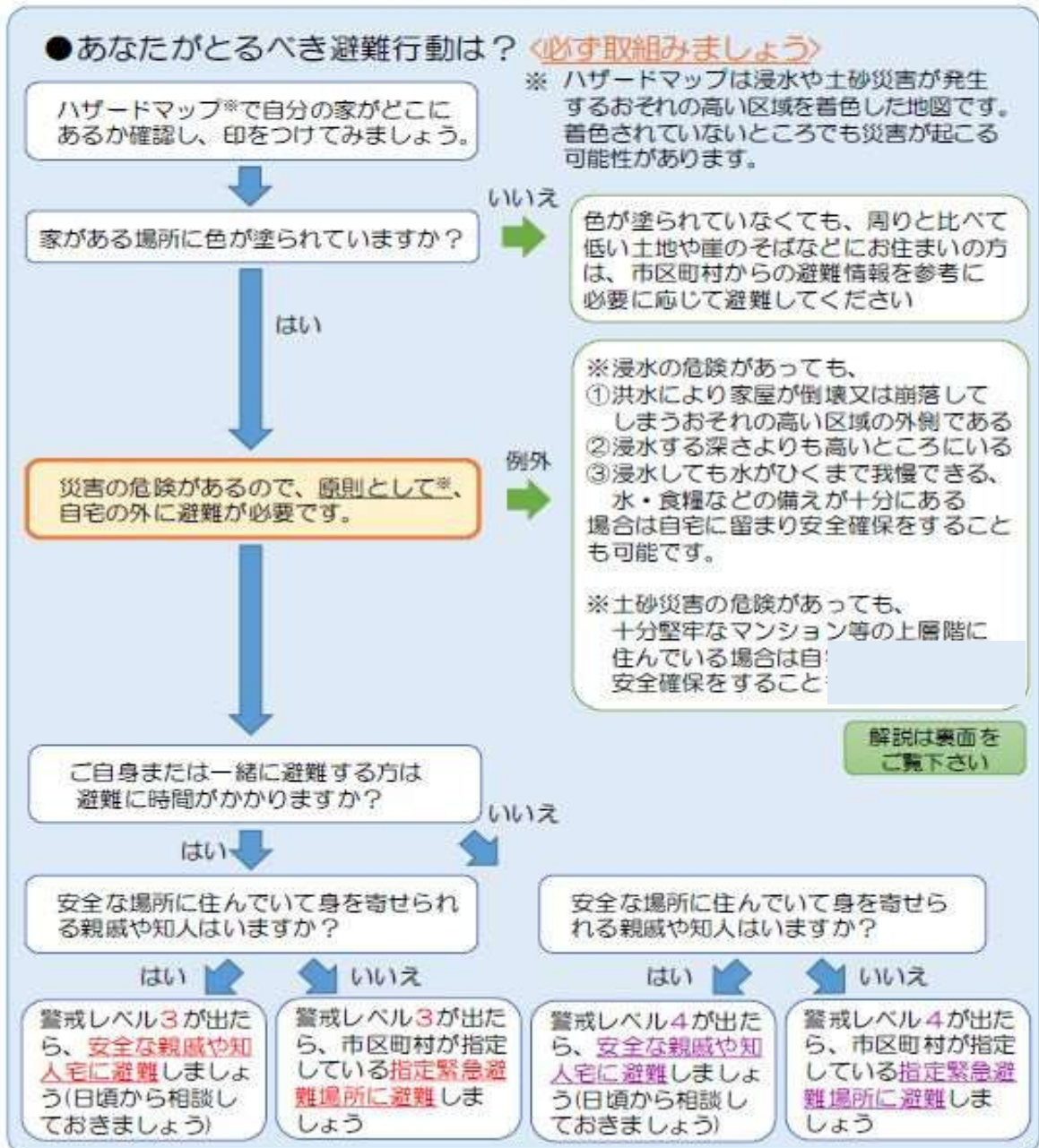
避難行動判定フロー

ハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

- 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

平時に
確認

避難行動判定フロー



！ 警戒レベル3や4がでたら、危険な場所から避難しましょう

！ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

！ 避難先は小中学校・市民センターだけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

健康チェックリスト

〇〇避難所

①記入日	年 月 日	②氏名	
③体温	度		

④質問項目		チェック		
1	熱(37.5度以上)がある			
2	咳、鼻汁、咽頭痛などがある			
3	全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛、筋肉痛などがある			
4	咳があり、血がまじった痰がでる			
5	下痢便が出た			
6	吐いた、または吐き気がする			
7	おなかが痛く、便に血がまざっている			
8	新型コロナウイルス陽性者と判定を受け、経過観察中である			
9	新型コロナ陽性者と濃厚接触者であり保健所の経過観察中である			
10	直近2週間以内で海外渡航歴がある			
11	その他、体調が優れない(味覚、嗅覚異常などを含む)			
⑤その他、備考				
例: からだに発疹が出ている、創があって膿がでていたりする。				

関係資料ホームページ

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・三重県 ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

○新型コロナウイルスに関する最新情報

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○3密ポスター（PDFファイル）

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>

○新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

- ・帰国者・接触者相談センター（各保健所及び三重県救急医療センターで24時間受付） 時間帯によって連絡先が異なります。

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

○相談・受診の目安

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#soudan

oudan

【避難及び備蓄に関すること】

○避難準備に関すること（県内市町の避難所情報、防災マップ一覧へのアクセス） 詳細は各市町ホームページをご覧ください。

- ・防災みえ ホームページ

<http://www.bosaimie.jp/>

- ・ハザードマップ ポータルサイト（国土地理院）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- ・各市町防災関係一覧 ホームページ（防災みえ）

http://www.bosaimie.jp/static/X_MIE_ne000

- ・避難行動判定フロー（内閣府）（PDFファイル）

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/dai3kai/siryo2.pdf>

○個人での備蓄物品の例

- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/11.html>

【避難が必要でない場合など】

○軽症者の対応等について

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 通知
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【避難所に関すること】

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・内閣府 通知
4月1日付：<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>
4月7日付：http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○災害時における避難所での感染症対策

- ・厚生労働省 ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html
- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20
- ・内閣府 避難所の生活環境対策
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>
- ・PPE 個人防護具の着脱方法
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/kouen-kensyuukai/pdf/h26/kouen-kensyuukai_05.pdf